

富山県復旧・復興ロードマップの主な変更点

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ
免除証明書の提示により、医療機関等での支払いが不要になります

厚生労働省
 令和7年6月30日現在

【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】
 (1)・(2)の両方に該当する方
 (1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方
対象保険者(富山県)
 富山市、高岡市、小矢野市、津波市、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合、富山県医療保険組合(協会けんぽ)
 (上記以外に一部の労働組合・国民組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方
 ① 世帯の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負われた方
 ③ ①、②の行方が不明である方
 ④ ①、②が就職を断り、又は休止された方
 ⑤ ①、②が失業し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】
 医療機関等の窓口で、原則として「**猶予(免除)証明書**を提示することにより医療保険の窓口負担について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申請し、支払いが不要となる取扱いの原則として令和6年12月末日までとなります。令和7年1月以降は原則として「マイナンバー保険証等」の「**猶予(免除)証明書**を医療機関等の窓口で提示することで、**猶予(免除)**を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年9月末日まで**
 上記対象保険者のうち、有効期限内に「令和6年12月31日まで」と記載されている「**猶予(免除)証明書**でも、別名を令和7年9月30日まで、使用することができます。」

【留意事項】
 ・上記の医療保険の加入者であれば、業外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。
 ・なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
 ・上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

お問い合わせ
 この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

○被災者支援等の延長

- ・ 賃貸型応急住宅の供与期間の延長(要件あり、2年→3年)
- ・ 被災者の医療費の窓口負担等の免除延長(要件あり、～R7.9)
- ・ 震災対策特別融資の延長(～R8.3)

○事業の進捗等に合わせた見直し

- ・ 災害公営住宅建設への技術的支援期間の延長(～R8年度末)
- ・ 義援金の第三次配分決定
- ・ 万葉線の被災箇所復旧目途の追記(目標：R7.10復旧完了)
- ・ 山地、林道復旧について、必要に応じてR9年度以降も実施へ変更

■義援金第三次配分基準・配分額(単位：千円)

区分	被害状況 (※1)	支給単価	第一次+第二次 実績額	支給単価	第三次配分額 (B)	配分総額 (A+B)
		第一次+第二次	(A)	第三次配分		
死亡	10人	1,000/人	8,000	—	2,000	10,000
重傷	14人	500/人	6,500	—	500	7,000
全壊	257世帯	1,200/世帯	308,400	600/世帯	154,200	462,600
大規模半壊	113世帯	900/世帯	100,800	450/世帯	51,750	152,550
中規模半壊	178世帯	600/世帯	106,800	300/世帯	53,400	160,200
半壊	509世帯	300/世帯	152,850	150/世帯	76,350	229,200
準半壊	1,435世帯	120/世帯	172,320	60/世帯	86,220	258,540
一部損壊	19,834世帯	40/世帯	787,860	20/世帯	402,240	1,190,100
合計	24人・ 22,326世帯		1,643,530		826,660	2,470,190
概算配分に係る 各市町村での残 額					245,930	
配分残額						153,483